

ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業の運用について

3産労農振第2598号
令和4年4月1日

第1 趣旨

ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業の実施については、ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業費補助金交付要綱（令和4年4月1日付3産労農振第2597号）に定めるもののほか、この運用に定めるところにより実施するものとする。

第2 事業内容等

燃油暖房設備の使用燃料の削減及び温室効果ガス排出抑制のため、燃油暖房設備が設置されたパイプハウス等へのヒートポンプの導入を支援する。

第3 補助対象施設等

交付金要綱別表1事業対象設備等の（イ）の欄の附帯施設の例としては、次のものが挙げられる。

- (1) 循環扇
- (2) ダクト等空調補助設備
- (3) ヒートポンプ本体設置のための基礎コンクリート等
- (4) ヒートポンプ用電気設備（ただし敷地内に限る）
- (5) ヒートポンプ用制御装置（多段サーモを含む）

第3 補助対象外施設等

1 補助対象外施設等

- (1) トラック、パーソナルコンピューター等、汎用性のある機械など
- (2) 法定耐用年数が5年未満のもの
- (3) 1施設、1機械、1基盤整備あたりの補助対象経費が50万円未満のもの。
- (4) 費用対効果が十分でないもの
- (5) 施設等の更新を目的としたもの
- (6) 消耗品のみを整備をするもの
- (7) 過度な外装、機能を有するもの

- 2 事業実施主体が自費又は他の助成により実施中の事業を、本事業に切り替えて補助の対象とすることは認めないものとする。

第4 一般的基準

実施計画等の作成に必要な農地等の数値については、農林業センサス、農林水産省統計情報部統計資料によるほか、区市町村独自の調査資料に基づく数字がある場合には、これによることとして差し支えない。

第5 事業実施主体について

本事業の事業実施主体は、次のいずれかとする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法第12条に基づき農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下本事業において「認定農業者」という。）
- (2) 農業経営基盤強化促進法第14条の4に基づき青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下本事業において「新規就農者」という。）
- (3) 区市町村
- (4) 農業協同組合（連合会を含む）

第6 補助金交付決定前着工届

事業の着工（機械等の発注を含む。）は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、実施計画が認定され、かつ、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急やむを得ない事情により交付決定前に着工する必要がある場合には、その旨を具体的に明記した補助金交付決定前着工届（別記様式第1号）に実施設計書を添付して、あらかじめ、事業実施主体が区市町村長あて届け出るものとし、提出を受けた区市町村は、その必要性を検討の上、知事に届け出るものとする。

なお、補助金交付決定前着工を実施した場合は、区市町村長が提出する補助金交付申請書の備考欄に補助金交付決定前着工届の文書番号及び年月日等を記載しておくものとする。

第7 増築等に伴う手続

- 1 区市町村長は、施設等の移転、更新、生産能力、利用規模若しくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等（以下「増築等」という。）を当該施設等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ、別記様式第2号により、知事に届け出るものとする。
- 2 区市町村長は、1により届け出た増築等を実施した場合は、速やかに別記様式第2号により、知事に報告するものとする。

第8 事業費の構成及び内容

1 事業費の構成は、その事業内容により差異があるが、原則として別表のとおりとし、単価及び歩掛りは、当該区市町村において定める基準による等、地域の実情に即した適正な現地実行単価により算定するものとする。また、事業又は施設の規模及び構造は、それぞれの目的に合致するものでなければならない。

なお、設計費、積算書作成、測量試験費、登記料、各種届出費用等は事業対象経費として認めない。

2 事業費の構成内容は、次のとおりである。

(1) 工事費

工事費は、工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する費用で、直接工事費、共通仮設費及び諸経費として現場管理費、一般管理費に区分する。それぞれの内容は次のとおりである。

① 直接工事費

直接工事費は、労務費、材料費、直接経費等（その他工事の施行に直接必要な費用）であって、下記の②・③に掲げるもの以外のものとする。

② 共通仮設費

共通仮設費の内容は、次のとおりとする。

区分	内容
ア 運搬費	機材、建設機械の運搬に要する費用
イ 準備費	準備片付け、丁張り、伐開等に要する費用
ウ 事業損失防止施設費	工事施工に伴って発生する騒音、振動等事業損失を未然に防止するために要する費用
エ 安全費	交通安全整理等に要する費用
オ 役務費	材料置場、電力料金等に要する費用
カ 技術管理費	品質・出来高・工程管理に要する費用
キ 営繕費	現場事務所、試験室、労務者輸送など営繕に関する費用
ク その他	数種目に共通的なその他の仮設費

③ 現場管理費

現場管理費は工事現場の管理をするために必要な共通仮設費以外の費用とし、次のとおりである。

労務管理費、地代、家賃、租税公課、保険料、退職金、福利厚生費、事務用品費、交通費、通信費、補償費、雑費等

④ 一般管理費

一般管理費は、工事施工にあたり企業活動を継続運営するために必要な経費であり、次のとおりである。

役員報酬、従業員給料手当、退職金、福利厚生費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力・用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代、減価償却費、試験研究償却、開発費償却、租税公課、保険料、契約補償費、株配当・役員賞与など付加利益等

(2) 機械器具費

機械器具費は、機械器具の購入費、運搬費又は据付け制作等の費用とする。

(3) 工事雑費

① 工事雑費は、事業実施主体が事業の施行に伴い、直接必要とする費用であって、次の区分

及び内容のとおりとする。

区分	内容
賃金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）
消耗品費	文具類、事務用消耗器具材等（現況工事出来高写真フィルム等含む）
光熱水費	電気、ガス、水道使用料等
印刷製本費	図面、諸帳簿等の印刷費、製本費
役務費	郵便料、電信料、電話料（架設に要する経費を含む）、運搬費、雑役務費

- ② 工事雑費は、次により算出された額の範囲内とする。
工事費の2パーセント以内

第9 推進指導体制

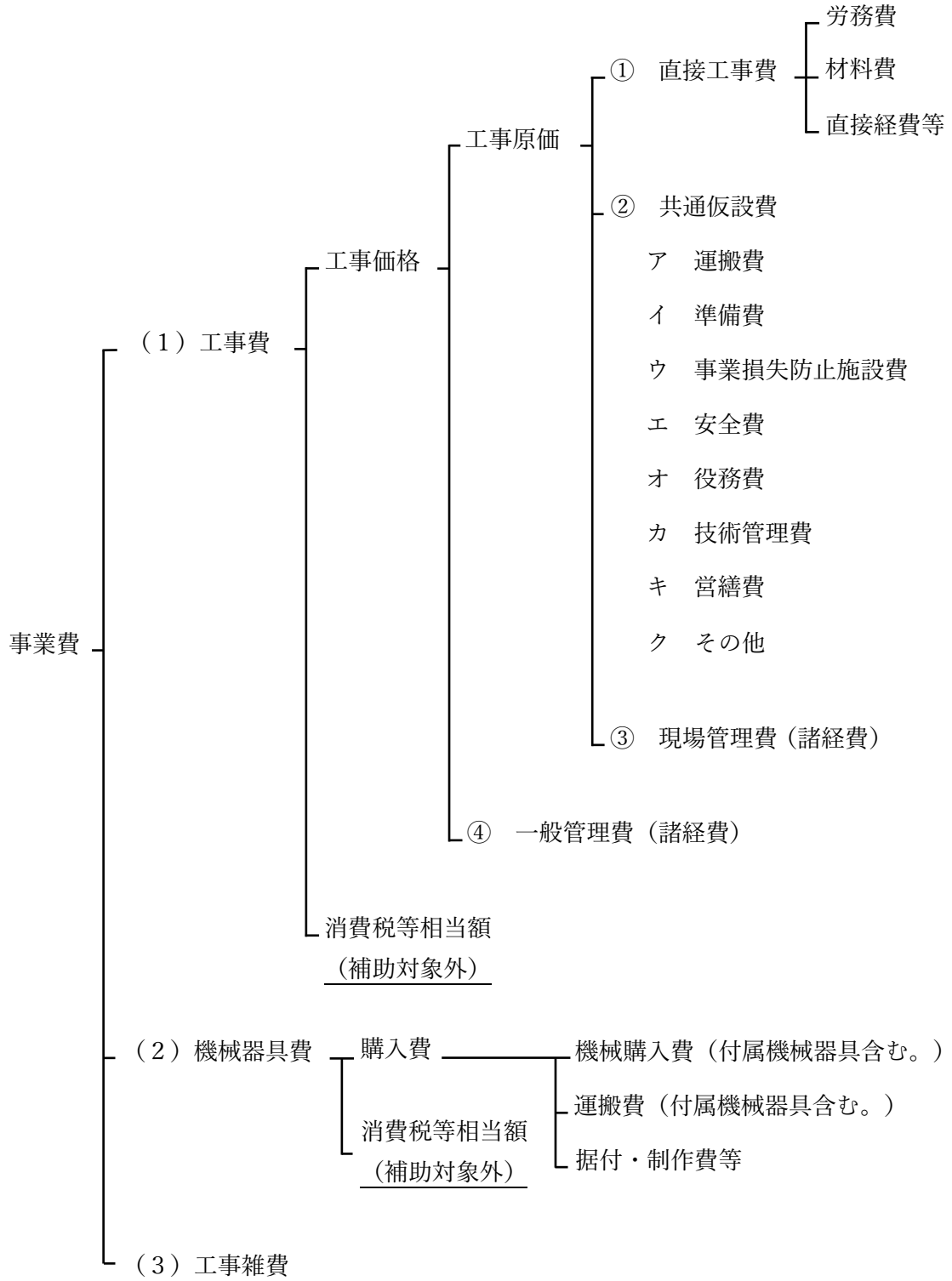
- 1 交付要綱第6の補助金の交付決定については、その内容の審査等事業を円滑かつ適正に推進するため、ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業推進指導班（以下「指導班」という。）を設置する。
- 2 指導班は、別記2に掲げる者を構成員とする。
- 3 指導班の所掌事項は次のとおりとする
(1) 事業の採択に関すること
(2) その他、班長が必要と認めること
- 4 指導班は、班長が必要に応じ招集する。
- 5 指導班は構成員の1/2以上の出席をもって成立する。

附 則

この運用は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 (第8関係)

事業費の構成



別表 2 (第9 関係)

ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業推進指導班		
【所属】		
東京都産業労働局 農林水産部農業振興課	農業振興課長	(班長)
東京都産業労働局 農業振興事務所	振興課 生産振興担当	
東京都総務局 大島支庁	産業課 農務担当	
東京都総務局 三宅支庁	産業課 農務担当	
東京都総務局 八丈支庁	産業課 農務担当	
東京都総務局 小笠原支庁	産業課 産業担当	
東京都産業労働局農林水産部	農業振興課 農業振興担当	
その他指導班が必要と認めた者		

別記様式第1号（第6関係）

年 月 日

区市町村長 殿

事業実施主体名 印

年度ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業に係る補助金交付決定前着工届

年度事業に係る下記事業について、別記条件を了承のうえ、補助金交付決定前に着工したいので届け出ます。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費
- 3 補助金交付申請書年月日
- 4 着工予定年月日
- 5 完了予定年月日
- 6 補助金交付決定前着工を必要とする理由

別記条件

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は事業実施主体が負担するものとする。
- 2 補助金交付決定を受けた金額が、交付申請額または交付申請予定額に達しない場合においても異議がないこと。
- 3 当該事業については、着工から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更は伴わないこと。

東京都知事 殿

区市町村長 印

年度ハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業で取得又は効用の増加した施設等の増築（模様替え、移転、更新等）の届出（報告）について

年度においてハウス栽培における温室効果ガス排出削減事業で取得又は効用が増加した施設等を増築（模様替え、移転、更新等）について、下記のとおり届け出（報告し）ます。

記

- 1 増築等の理由

 - 2 増築等に係る施設等の概要
 - (1) 事業実施主体名
 - (2) 施設等の所在地
 - (3) 施設等の構造、規格、規模等
 - (4) 事業費
 - ア 補助金
 - イ その他の負担額
 - (5) 取得年月日

 - 3 増築等の概要
 - (1) 増築等
 - (2) 事業費の負担区分
 - (3) 着工予定年月日（竣工年月日）
 - (4) 増築等の効果
- [添付資料]
- (1) 図面
 - (2) 写真
 - (3) 財産管理台帳
 - (4) 領収書等
 - (5) その他知事が必要と認める書類